

千曲市告示第37号

千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月14日

千曲市長 小川 修一

千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱（平成26年千曲市告示第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「又は除却工事」を削る。

第4条第1項の表中

「

<p>次に掲げる耐震改修工事に要する費用。ただし、賃貸住宅の耐震改修工事を除く。</p> <p>(1) 既存木造住宅 市が耐震診断士を派遣して実施した精密耐震診断の総合評点が1.0未満の既存木造住宅について行う耐震改修工事であって、工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を超えるもの（評価委員会において、これと同等の耐震性能が向上する工事と認められた工事を含まむ。）</p> <p>(2) その他の住宅 耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定を受けることができる工事</p> <p>(3) 既存木造住宅又はその他の住宅のうち、一戸建てについて市が耐震診断士を派遣して実施した精密耐震診断又は耐震診断事業により実施した耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅（既存木造住宅については総合評点が1.0未満のものに限る。）について行う除却工事</p>

」を

「

次に掲げる耐震改修工事に要する費用。ただし、賃貸住宅の耐震改修工事を除く。

- (1) 既存木造住宅 市が耐震診断士を派遣して実施した精密耐震診断の総合評点が1.0未満の既存木造住宅について行う耐震改修工事であって、工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を超えるもの
(評価委員会において、これと同等の耐震性能が向上する工事と認められた工事を含まむ。)
- (2) その他の住宅 耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定を受けることができる工事
- (3) 既存木造住宅又はその他の住宅のうち、一戸建てについて市が実施した耐震診断又は耐震診断事業により実施した耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅について行う除却工事

」に改める。

第5条第1項第3号ウ中「精密耐震診断結果報告書」を「耐震診断結果報告書」に改め、同号ク中「各階平面図」の次に「(除却工事は除く。)」を加える。

様式第2号中

「

- (6) 耐震改修工事・除却工事前の精密耐震診断結果書報告書
- (7) 耐震改修工事後の精密耐震診断結果計算書
- (8) 耐震改修工事・除却工事の見積書の写し(積算内訳が分かるもの)
- (9) 評価委員会が耐震補強工事の性能を評価した認定書(既存木造住宅の耐震補強工事について評価委員会の認定を受けた場合)

- (10) 耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となることが確認できる書類(その他の住宅の場合)
- (11) 耐震改修工事・除却工事の対象となる住宅の現況を表す位置図、配置図、各階平面図(床面積が分かるもの)、外観写真等

」を

「

- (6) 耐震改修工事・除却工事前の耐震診断結果書報告書
- (7) 耐震改修工事後の精密耐震診断結果計算書
- (8) 耐震改修工事・除却工事の見積書の写し(積算内訳が分かるもの)
- (9) 評価委員会が耐震補強工事の性能を評価した認定書(既存木造住宅の耐震補強工事について評価委員会の認定を受けた場合)
- (10) 耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となることが確認できる書類(その他の住宅の場合)
- (11) 耐震改修工事・除却工事の対象となる住宅の現況を表す位置図、配置図、各階平面図(床面積が分かるもの。除却工事は除く。)、外観写真等

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請に係るものから適用し、施行の日前までの申請に係るものについては、なお従前の例による。